

議第41号

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第4条の2 競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、1件につき610円とする。

3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、ボートレース事業庁長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 ボートレース事業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。